

養成看護師通信過程修学資金制度（22年度改定）

10年以上の経験をもつ准看護師が看護師になるための教育として、16年度から開始された看護師学校養成所2年課程（通信制）の整備が充実してきております。

当会では平成18年度より職員の看護師資格取得を応援する制度として、修学資金制度を制定し応援しております。看護師確保対策として、通信過程合格を前提とした准看護師の応募者の方にも修学制度を拡大しております。さらに、20年度より通信過程学生に必要な放送大学の入学金・授業料も含むことと致しております。

一年度の定員枠は3名程度と致しました。働きながらキャリアアップを目指す意欲ある准看護師の方の応募をお待ちしております。

* 職員用

1：資格者養成修学資金貸付規則に準拠する。

通信過程という特殊事情により、当会勤務ないし勤務可能准看護師で原則50歳以下（55歳未満相談）当会職員は55歳以下を対象とする。

2：補助対象 既存規則要綱に基づく。

入学金、教科書、授業料、通信料

このため、指定服装、実習等の交通費は不支給。放送大学の入学金・授業料も支給とする。

看護学校入学金は上限なしも放送大学は有（上限超について貸付金制度有）

3：資格取得後、看護師資格手当は支給。本給については取得時の給与表及び当会職員状況を勘案して個別評価する。

新規応募者用

定員枠（当初年度3名程度）を設定し、通信過程で看護師を目指す准看護師の募集を行う。（奨学金制度適応・前職給与月額・賞与状況を源泉徴収票提出により検討し、給与表でなく、当会准看護師給与と比較検討し提示する特例対応可）

1：資格者養成修学資金貸付規則に準拠する。

通信過程という特殊事情もあるが、合格ないし受験資格ある准看護師で、原則50歳以下（55歳未満相談）の職員応募者を対象とする。

